

加茂市「週休 2 日取得モデル工事」（令和 5 年 4 月試行）実施要領

1 目的

建設産業においては、週休 2 日（4 週 8 休相当）※¹の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休 2 日（4 週 8 休相当）を建設産業に広く浸透させるため、「週休 2 日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※ 1 週休 2 日（4 週 8 休相当）とは、対象期間（年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間等を除く）の 28 分の 8 以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事

- ・令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告となる工事に適用する。
- ・当初設計金額が 1,000 万円以上の発注者が選定した土木工事で、受注者が希望したものを作成とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は原則対象外とする。
 - (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休 2 日の確保が妥当でないと判断される工事
 - (2) 現場施工期間が「休工日を含めて 7 日間未満」の工事

3 「週休 2 日取得モデル工事」の試行内容

【工事現場】

- (1) 対象工事現場において、完全週休 2 日※²を確保することとする。ただし警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。
- (2) 地元調整等の理由により、やむを得ず完全週休 2 日を確保できない場合は、振替休日により、週休 2 日（4 週 6 休相当以上）を確保するものとする。

※ 2 完全週休 2 日とは、毎週 2 日の休日を確保することをいう。

【技術者】

- (3) 対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休 2 日（4 週 8 休相当以上）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

4 試行の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、「週休 2 日取得モデル工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。
- (2) 発注者は、設計書に『「週休 2 日取得モデル工事」特記仕様書』（別紙 1）を添付する。

【契約後から竣工まで】

- (3) 受注者は、契約後速やかに「週休 2 日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。協議の結果、「週休 2 日取得モデル工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(4) 発注者は、4 (3) の協議により週休2日取得モデル工事を実施する場合、週休2日の工程を確保するために必要な日数を受発注者協議のうえ決定し、必要に応じて工期変更を行う。ただし、繰越が予想される工事^{※3}においては、議会承認後、工期変更を行った際に、上記による必要な日数を付与する。

※3 週休2日取得モデル工事の実施は繰越理由にならないので留意すること。

(5) 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表^{※4}（任意様式）を監督員へ提出する。ただし、工事現場においては4週8休相当以上の計画を基本とするが、4週7休相当以上、又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とし、技術者においては、4週8休相当以上の計画とする。

※4 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないよう留意すること。

(6) 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

(7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(8) 発注者は必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

(9) 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、発注者へ速やかに提出する。

(10) 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

工事現場の確認方法

現場閉所実施日数（b） \geq 実施対象期間（a）^{※5}から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間（a） $\times 6 \sim 8 / 28$)

※5 実施対象期間（a）とは、現場着手日^{※6}から現場完了日^{※7}のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※8}を除いた期間をいう。

※6 現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。

※7 現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。

※8 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、以下の期間が含まれる。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

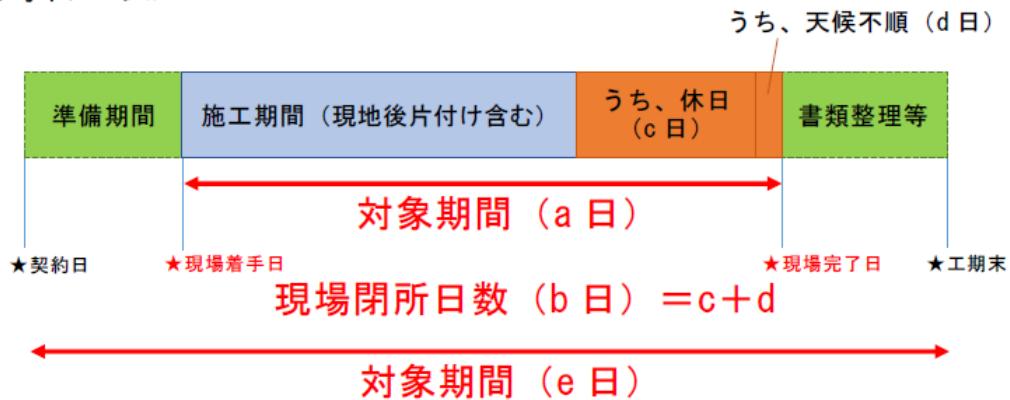
技術者の確認方法

対象者休日取得日数 \geq 実施対象期間 (e) $\times 8 / 28$ から算出される対象者休日日数
(=実施対象期間 (e) $\times 8 / 28$)

※9 実施対象期間 (e) とは、契約日から工期末のうち、年末年始 6 日間・夏季休暇 3 日間等^{※8}を除いた期間をいう。

《イメージ》

《参考イメージ》



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

【設計変更】

(11) 発注者は、現場閉所状況を確認し、現場閉所状況に応じて標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に以下の補正係数を乗じ設計変更を行う。なお、現場閉所が 4 週 6 休相当未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1. 05	1. 03	1. 01
機械経費（賃料）	1. 04	1. 03	1. 01
共通仮設費率	1. 04	1. 03	1. 02
現場管理費率	1. 06	1. 04	1. 03
市場単価	別紙2「市場単価の週休2日補正係数」による		

【竣工検査】

(12) 受注者は、上記4(9)で発注者に提出済みの「工事現場の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）」を竣工書類に添付する。

加茂市「週休 2 日取得モデル工事」(令和 5 年 4 月試行) 特記仕様書

本工事は、加茂市「週休 2 日取得モデル工事」(令和 5 年 4 月試行) の対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「週休 2 日取得モデル工事」(令和 5 年 4 月試行) 希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

協議により試行する場合は、『加茂市「週休 2 日取得モデル工事」(令和 5 年 4 月試行) 実施要領』に基づき行う。

試行実施要領は、加茂市ホームページから入手できる。

市場単価補正の一覧表

1. 一般土木

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付杵工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹※1	1.01	1.03	1.05
	選定※2	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

※1 支柱設置、支柱撤去、地被類植付工、移植工（掘削工）を含む。

※2 施肥、抜根除草、芝刈、灌水、防除を含む。

(別紙2)

市場単価補正の一覧表

2. 下水道

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	1.00	1.01	1.02